

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

多良木町は、熊本県の南部、球磨郡の東部にあり、人吉盆地の一部を形成している。

標高160.5m、東西21.0km、南北22.8km、中央部は平坦で、宮崎市へ通じる国道219号やくま川鉄道が東西方向に走っており、その周辺に中心市街地が形成され、更に、その周囲に農地が広がっている。

町の南部と北部は九州山地の支脈を形成する山地となっており、多良木町の総面積16,587haのうち、80%にあたる13,330haに山林や原野が広がっている。

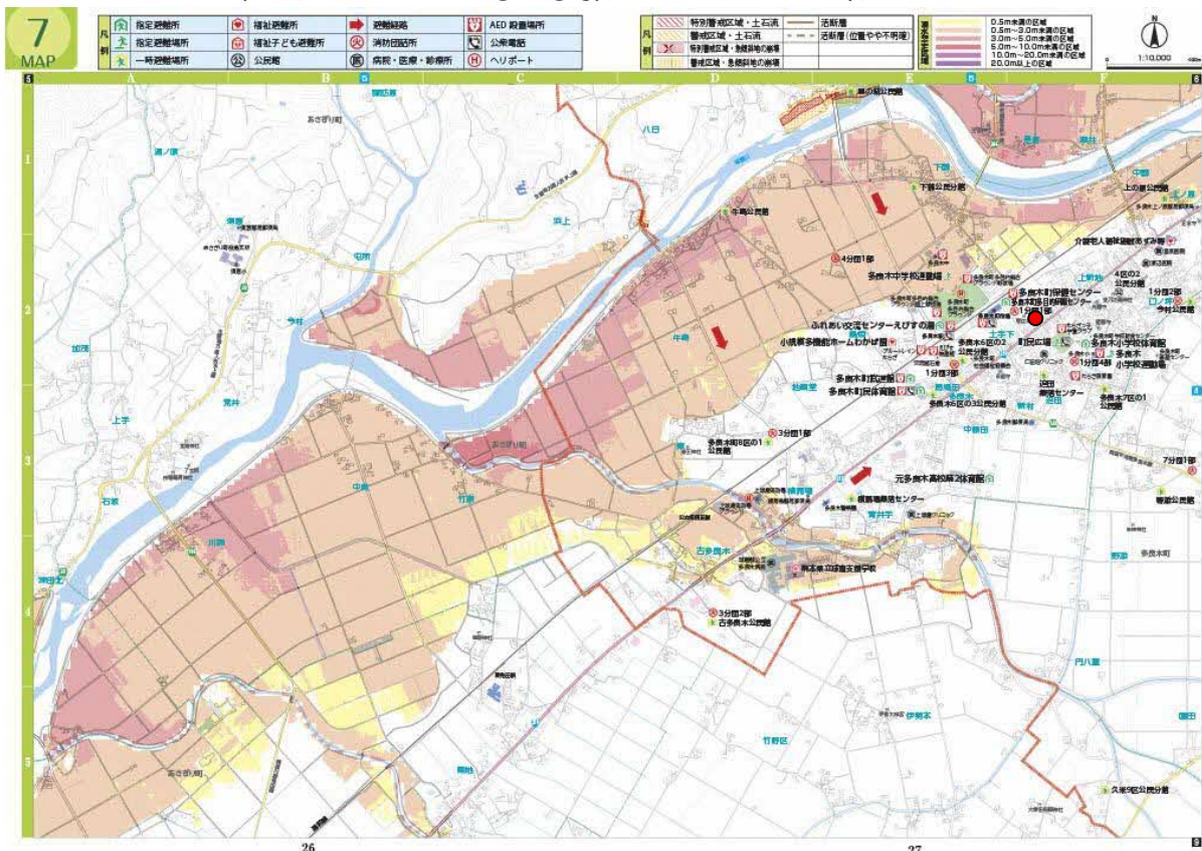
水上村北部に源をなす球磨川が町の中央部を北東方向から南西方向へ流れ、南北の支流はくま川本流に向かって小規模な扇状地を形成しており、南側の平坦部と山地の境界付近に人吉盆地南縁断層帯が北東方向から南西方向へ延びている。そのため、球磨川周辺部では洪水リスクが、南部と北部の山地周縁部では土砂災害リスクが想定されるほか、南部の平坦部と山地部の境界付近に活断層が横たわっていることから、地震被害も想定される。

(洪水：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、当会が立地している国道219号沿線地域は浸水予想地域ではないが、くまがわ鉄道以北の球磨川沿いが浸水想定区域となり、黒肥地の多良木自動車学校付近で5.0m～10.0m、多良木の牛島地区の住宅地域においては3.0m～5.0mの浸水が予想されている。浸水想定区域内には、会員事業者の事業所や住居も多数あることから、洪水発生時の対応には注意する必要がある。

【図1】多良木町web版ハザードマップ(浸水想定区域)

URL: <https://www.town.taragi.lg.jp/section/hazardmap/index.html>



● は、当商工会の位置を示す。

(土砂災害：ハザードマップ)

当町のハザードマップによると、山間の槻木地区一帯、黒肥地の東光寺地区は、地滑り等の土

砂災害が生じる恐れがあるエリアとなっている。令和2年7月の豪雨災害では、多良木町中心部と槻木地区を結ぶ県道中河間多良木線が、約8か月にわたり通行できなくなり、槻木地区の住民の生活に支障をきたす状況に見舞われた。

当商工会の会員事業者の居住地や、林業や建設業等で土砂災害警戒区域が事業場となっている場合も考えられるため、特に出水期の降雨状況等には留意しておく必要がある。

【図2】多良木町 web 版ハザードマップ（土砂災害警戒区域）



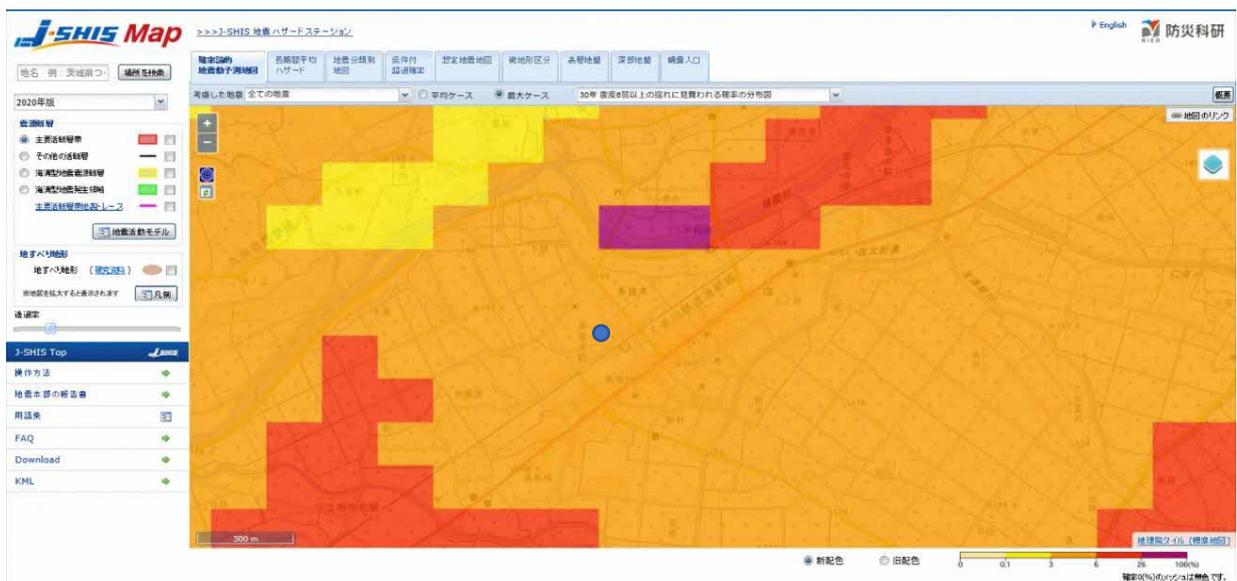
●は、当商工会の位置を示す。

(地震：J-SHIS)

地震ハザードステーションの防災地図によると、今後30年以内の地震発生確率を見ると、震度5弱以上の地震が66.9%以上の確率で、震度6弱以上の地震が6%の確率で発生すると予想されている。

この発生確率は、本町南部の人吉盆地南縁断層による地震を想定したものと考えられる。

【図3】地震ハザードステーション（J-SHIS）多良木町 URL：<https://www.j-shis.bosai.go.jp/>



●は、当商工会の位置を示す。

当町のハザードマップ等から、当商工会会員事業者の事業所においては、以下のような災害リスクがある。

浸水想定区域については、0.5m以上3.0m未満が16事業所、3.0m以上10.0m

未満が1事業所存在している。

また、3つの事業所が人吉盆地南縁断層の直上に立地している。

災害発生時には、災害リスクの高い事業所から情報収集等を進めていく必要がある。

【表1】浸水想定区域等ハザードマップに該当する事業所数

想定されるリスク	浸水想定区域		土石流警戒区域		急傾斜地の崩壊		活断層	合計
	0.5m未満	0.5m以上	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域		
事業所数	9	17	—	3	—	—	3	32

(その他)

○ 台風等の自然災害

最近では台風の直撃は受けていないが、台風の進路によっては大雨に見舞われる可能性があることから、洪水や土砂崩れの危険性には注意を要する。

また、秋から春にかけては、盆地特有の霧の影響や冬場の霜や雪の被害も少なからず想定しておく必要がある。

(感染症)

新型インフルエンザは、10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している。人から人に持続的に感染するウイルスを病原体とするインフルエンザであって、国民の大部分が免疫を獲得しておらず、全国的かつ急速なまん延により、国民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

新型コロナウイルス感染症は、変異を繰り返しながら、2年以上にわたり全世界に大きな影響を与え続けている。このようなウイルスによる感染症は、10～40年の周期で出現し、人類の生命や健康、更には経済活動等に重大な影響を与えることから、引き続き留意すべきリスクである。

(2) 商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 414 (平成26年経済センサス)
- ・ 小規模事業者数 332 (同上)

【表2】業種別事業者数一覧

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	49	45	町内に広く分布している
	製造業	45	36	町内に広く分布している
	卸売業・小売業	123	81	国道及び県道沿い
	宿泊業・飲食業	52	45	多良木駅周辺および国道沿い
	サービス業	117	89	町内に広く分布している
	その他	28	36	町内に広く分布している

(3) これまでの取組

1) 多良木町の取組

- ・ 防災計画の策定、防災訓練の実施
- ・ ハザードマップの作成と周知
- ・ ホームページ、防災行政無線の整備・運用
- ・ 防災備品の備蓄
- ・ 新型コロナウイルス感染防止対策に係る「多良木町の警戒区分と判断基準」(令和3年4月～)策定

2) 当会の取組

- ・ 事業者BCPに関する国の施策の周知
- ・ 事業者BCP策定セミナーの周知
- ・ くまもと共済と連携した損害保険への加入促進
- ・ 防災備品(スコップ、懐中電灯、非常食等)の備蓄
- ・ 多良木町が実施する防災訓練への参加及び協力

## II 課題

現状では、緊急時の危機管理マニュアルが整備されているが、実際に発災した場合、直後の初動が課題となる。具体的には、以下のとおりである。

### 1. マンパワー不足（発災直後の状況確認、現地調査聞き取り）

発災直後に332を超える地区内小規模事業者の安否確認や被災状況の確認及び現地調査などを適時適切に行うための人員が不足しており、また、緊急時の対応を推進するノウハウを有する人員が不足している。

加えて、現状の危機管理マニュアル等の記載は漠然としており、発災時に速やかに体制を構築し業務を展開できる内容の整備にまでは至っていない。

### 2. 初動の段階で把握すべき情報の統一化（効率化）

災害発生直後に、誰が、どのような情報を、いつまでに、誰に、報告・提供するのかについて明確に定められていない。

また、人吉球磨地方を襲った令和2年7月豪雨災害の際には、通信手段が途絶し、有線電話やインターネットが機能せず、辛うじて個人の携帯電話のみが使用できるといった状況だったことから、安定的な通信手段の確保についても留意する必要がある。

### 3. 町内の他機関との連携

マンパワーや情報収集能力の不足を補うためにも、町、消防組合、社会福祉協議会など、町内の関係機関との連携体制を構築しておく必要がある。可能であれば、関係機関が情報を共有できる仕組みを作ることにより、発災直後の業務を効率的・効果的に実施し、より良い被災者支援に繋げたい。

また、令和2年7月豪雨災害では、球磨村からの避難者の受入が行われたが、他町村の会員事業者のフォローや、多良木町の会員事業者が他市町村へ避難した場合の避難先でのフォローについて、関係商工会等とどう連携していくかなどについても、検討しておく必要がある。

### 4. 事業者の災害リスクへの理解不足等

BCP策定の必要性については、多くの事業者で認識されているが、これまで大きな災害に見舞われていないこともあり、実際に策定まで行っている例はほとんどない。そのため、実際に災害が発生した場合に適切な体制が構築できるかは、極めて難しい状況である。

また、BCP策定を支援する当会の知識や取組に不十分な点があることも課題である。

加えて、当会のみならず多良木町との連携した事業者への取組の強化の必要性も高まっていると考えられる。

### 5. 計画の実効性の確保

事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定に当たっては、様々なガイドラインや様式が示されているため、それなりの計画を策定することは可能と思われる。しかし、策定された計画が真に発災時に役に立つ内容になっているかどうかについては、疑問の余地がない訳ではない。

当会についても町内の会員事業者についても、災害発生時に役に立つ計画を策定する必要がある。そのためにも、当会がリーダーシップを発揮し、自治体とも連携しながらより適切な計画策定を促していく必要がある。

## III 目標

以上の課題を解決し、適切な計画の策定、発災時の適切な体制の構築等を行うため、以下の点に留意しながら、事業継続力強化支援事業を進めていく必要がある。

### 1. 事務局職員の安否確認と効率的な情報収集の展開

発災後、事務局職員の安否確認を行い、速やかに事務局体制の構築を図るため、グループラインを活用する。

事務局体制構築後は、災害の内容により、災害リスクの高い事業者（表1参照）に優先的に連絡を取り安否を確認した上で、必要に応じて被災状況の聴取・現地調査等を行う。

また、町危機管理防災課等から町内の被災状況を確認し、被災エリア内の事業者の安否確認、被災状況の聴取等を行う。

なお、新型コロナウイルス感染症のような感染症リスクについては、国・県・町の指示に協力して対応するとともに、当商工会内で感染者が発生した場合に備え、組織内体制や関係機関との連携について、平時から準備を進めておく。

## 2. 優先的に収集すべき情報及び提供先

発災時には、まず、職員の安否確認、事務局体制の構築を行った上で、発災リスクの高いエリアの事業者の安否確認及び被災状況の聴取を行う。

また、町危機管理防災課等から収集した情報に基づき、被災エリアと想定される地域の会員事業者の安否確認及び被災状況の聴取を行った上で、商工会の会長・副会長、商工会連合会及び町役場へ状況報告を行う。

その後、現地調査など必要な情報の収集に当たり、適時前記関係者へ状況報告を行う。

## 3. 町内関係機関及び町外関係先との連携

発災時における被害状況の把握・報告・応急対応などについて情報を共有するため、平時から、町をはじめとする関係機関の連携体制について協議・確認等を行い、発災時の円滑な情報収集等に繋げることとする。

## 4. 事業者におけるBCP策定の推進

町と連携して地域内の会員事業者等を対象とした、事業継続力強化計画に関するセミナーを年1回開催し、災害リスクに対する認識を深めてもらうとともに、事前対策の必要性について気づいてもらい、BCP策定の支援に繋げる。

また、BCP策定に当たっては、個別相談会の開催等による支援も行う。

## 5. BCP策定後の実効性の確保

事業所が策定した事業継続計画（BCP）もしくは事業継続力強化計画の取り組み状況の確認を行うとともに、必要に応じて計画の見直しや修正を行う。

また、町をはじめとする関係機関も参加する総合訓練の実施についても検討する。

## 事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当会と多良木町の役割分担や体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

### < 1. 事前の対策 >

本計画と多良木町の防災計画等との整合性を整理し、自然災害発生時や感染症発生時に、混乱なく速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。
- ・会報や町広報、ホームページ、携帯メール、SNS等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・行政と連携して、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも・どこでも発生する可能性があり、感染状況も日々変化するため、事業者に対しては、常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応する必要があることを、平時から周知する。
- ・事業者における感染拡大防止策については、行政機関と連携して、必要な情報を適宜提供するとともに、感染防止に繋がる支援を実施する。
- ・新たにオフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境の整備などを検討する事業者に対しては、適時適切に支援策等に係る情報提供等を行う。

【表3】数値目標

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
セミナー開催数	1	1	1	1	1
BCP策定件数	2	4	4	4	4

BCP策定件数：令和5年度以降は経営指導員・経営支援員1名当たり1件を策定目標とする。

2) 商工会議所、商工会自身の事業継続計画作成

- ・当会は、令和4年1月、事業継続計画を策定（別添）

3) 関係団体等との連携

- ・関係団体とも相談の上、事業継続力強化支援に取り組まれている専門家を招き、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等を実施する。
- ・関係機関への普及開発ポスターの掲示、セミナー等の共済実施を呼びかける。

4) フォローアップ

- ・当会及び多良木町において、小規模事業者の事業者BCP等取組状況の確認を行うとともに、改善の必要がある場合は、両者が協議の上、望ましい改善案の提示を行う。
- ・当会と多良木町が共催でBCPセミナーを開催し、被災した時の対応等をあらかじめ考え、発災時に速やかに行動できるよう啓発を行う。

5) 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害が発生したと仮定し、多良木町との連絡ルートの確認等を行う。
- ・訓練は必要に応じて実施する。

## ＜ 2. 発災後の対策＞

- ・自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。その上で、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

### 1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後2時間以内に職員の安否確認を行う。
- ・商工会の危機管理マニュアルに従い、SNSを利用し迅速に行う。

### 2) 応急対策の方針決定

- ・災害の種別により、被災リスクの高い事業者については、商工会職員自らが直接、安否及び被災状況の確認を行うとともに、被災概要については、当会会長・副会長、  
多良木町役場及び県商工会連合会へ速やかに報告する。
- ・その後、当会と多良木町との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決定する。  
豪雨災害の場合：職員自身の目視で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全確保をし、警報解除後に出勤する。  
地震災害の場合：職員自身の目視で道路の被災状況等により出勤に身の危険を感じる場合は、出勤をせず、職員自身がまずは安全を確保し、安全な通勤ルート等が確保された後に出勤する。
- ・職員が被災する等により応急対策ができない場合には、出勤が可能な職員が、多良木町と協議し、多良木町又は当会の応急的な役割分担を決定する。
- ・職員全員が被災する等により、事務所での応急対策が全くできない場合には、多良木町に連絡の上、被災状況等を聞き取り、関係機関へ連絡をするとともに、出来るだけ早く事務所での対応が可能となる方策を探る。
- ・応急対策が可能な場合は、大まかな被害状況を確認し、2日以内に情報共有する。

【表4】被害規模の目安（想定）

大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> <li>・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。</li> </ul>
災害がある	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。</li> <li>・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。</li> </ul>
ほぼ災害は無い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・目立った被害の情報がない。</li> </ul>

- ※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。
- ・本計画により、当会と多良木町は、原則として、以下の間隔で被害情報等を共有する。

【表5】情報共有の間隔（標準）

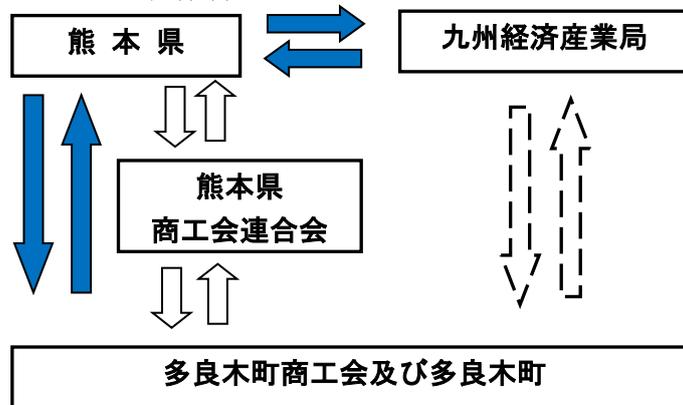
発災後～2週目	1日に2回共有する
3週目～4週目	1日に1回共有する
5週目～8週目	2日に1回共有する
9週目以降	1週間に1回共有する

※情報共有の頻度は、被災状況に応じて変更可能とする。

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

- ・自然災害等発災時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ・二次被害を防止するため、被災地域での活動を行う際の役割分担等を決める。
- ・当会と多良木町は、被害状況の確認方法や被害額（合計、内訳（建物、設備、商品等））の算定方法について、あらかじめ確認しておく。
- ・当会と多良木町が共有した情報は、当会が県商工振興金融課及び県商工会連合会あてに、メール又はファックスにて報告する。
- ・新たな感染症流行の場合は、国及び県等からの情報や方針に基づき、当会と多良木町が共有した情報を、県の指定する方法により、当会又は多良木町から県の担当課等へ報告する。
- ・当会と多良木町が報告した内容については、相互に報告日時、報告先等を連絡し、齟齬が生じないように努める。

【図4】発災時における連絡体制



< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

- ・当会は、臨時に対応できる相談窓口を開設する方法について、多良木町と検討の上、地区内小規模事業者への周知を図る。（国の依頼を受けた場合は、国の指示に従い、特別相談窓口を設置する）。
- ・相談窓口は、安全性が確認された場所において設置する。
- ・地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被災事業者施策（国、県、町等）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・地区内中小・小規模事業者から要請・要望がある場合は、当会及び多良木町で集約し、熊本県と情報共有を行う。
- ・新たな感染症の場合、事業活動に影響を受ける、又はその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復旧・復興支援 >

- ・熊本県及び多良木町の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地区からの応援派遣等を、県商工会連合会・熊本県等に相談する。
- ・発災後の各種支援制度（融資制度、補助制度等）についても、国の機関や熊本県等を通じて、当会・多良木町で情報収集を行い、被災小規模事業者への情報提供を行う。

上記内容に変更が生じた場合は、速やかに熊本県へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制																									
(令和 7 年 4 月 1 日現在)																									
(1) 実施体制 (商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等)																									
【図 5】実施体制																									
<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th colspan="2">多良木町商工会</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">事務局長</td></tr><tr><td>法定経営指導員</td><td>(1 名)</td></tr><tr><td>経営指導員</td><td>(1 名)</td></tr><tr><td>経営支援員</td><td>(2 名)</td></tr><tr><td>記帳指導職員</td><td>(1 名)</td></tr><tr><td colspan="2" style="text-align: center;">熊本県商工会連合会</td></tr><tr><td>法定経営指導員</td><td>(1 名)</td></tr></tbody></table>	多良木町商工会		事務局長		法定経営指導員	(1 名)	経営指導員	(1 名)	経営支援員	(2 名)	記帳指導職員	(1 名)	熊本県商工会連合会		法定経営指導員	(1 名)	<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th colspan="2">多 良 木 町</th></tr></thead><tbody><tr><td style="text-align: center;"><table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>産業振興課</th></tr></thead><tbody><tr><td>商工業振興係 (2 名)</td></tr></tbody></table></td><td style="text-align: center;"><table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>危機管理防災課</th></tr></thead><tbody><tr><td>危機管理防災係 (2 名)</td></tr></tbody></table></td></tr></tbody></table> <p style="text-align: center;">連携 ⇔ 連絡調整</p>	多 良 木 町		<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>産業振興課</th></tr></thead><tbody><tr><td>商工業振興係 (2 名)</td></tr></tbody></table>	産業振興課	商工業振興係 (2 名)	<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>危機管理防災課</th></tr></thead><tbody><tr><td>危機管理防災係 (2 名)</td></tr></tbody></table>	危機管理防災課	危機管理防災係 (2 名)
多良木町商工会																									
事務局長																									
法定経営指導員	(1 名)																								
経営指導員	(1 名)																								
経営支援員	(2 名)																								
記帳指導職員	(1 名)																								
熊本県商工会連合会																									
法定経営指導員	(1 名)																								
多 良 木 町																									
<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>産業振興課</th></tr></thead><tbody><tr><td>商工業振興係 (2 名)</td></tr></tbody></table>	産業振興課	商工業振興係 (2 名)	<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>危機管理防災課</th></tr></thead><tbody><tr><td>危機管理防災係 (2 名)</td></tr></tbody></table>	危機管理防災課	危機管理防災係 (2 名)																				
産業振興課																									
商工業振興係 (2 名)																									
危機管理防災課																									
危機管理防災係 (2 名)																									
(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制																									
① 当該経営指導員の氏名、連絡先																									
<table border="1" style="width: 100%;"><thead><tr><th>氏 名</th><th>連 絡 先</th></tr></thead><tbody><tr><td>藤川 晃司 (多良木町商工会)</td><td>後述 (3) ①参照</td></tr><tr><td>西邨 純 (熊本県商工会連合会)</td><td>後述 (3) ①参照</td></tr></tbody></table>		氏 名	連 絡 先	藤川 晃司 (多良木町商工会)	後述 (3) ①参照	西邨 純 (熊本県商工会連合会)	後述 (3) ①参照																		
氏 名	連 絡 先																								
藤川 晃司 (多良木町商工会)	後述 (3) ①参照																								
西邨 純 (熊本県商工会連合会)	後述 (3) ①参照																								
② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等) 以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う																									
・ 本計画の具体的な取組の企画や実行																									
・ 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1 年に 1 回以上)																									
(3) 商工会、関係市町村連絡先																									
① 多良木町商工会																									
〒868-0501 熊本県球磨郡多良木町多良木 1 6 1 0 - 1																									
電話 : 0966-42-2525 / FAX : 0966-42-2792																									
E-mail : taragi@kumashoko.or.jp																									
熊本県商工会連合会 特任支援課																									
〒860-0801 熊本市中央区安政町 3 番 1 3 号																									
電話 : 096-325-5161 FAX : 096-325-7640																									
E-mail : info@kumashoko.or.jp																									

② 多良木町役場 産業振興課

〒868-0595 熊本県球磨郡多良木町多良木 1 6 4 8

電話：0966-42-1252 / FAX：0966-42-2293

E-mail：sangyou@town.taragi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額 (BCPセミナー開催費)	50	50	50	50	50
講師謝金	33	33	33	33	33
講師旅費	10	10	10	10	10
資料費	5	5	5	5	5
消耗品費	2	2	2	2	2

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調 達 方 法
会費収入、県補助金、多良木町補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等